平成２２年（フ）第１号
大分県佐伯市弥生大字平井704番地４
債務者　那須　清子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生野　裕一
４　破産債権の届出期間　平成22年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２号
大分県佐伯市弥生大字平井704番地４
債務者　那須　満義
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生野　裕一
４　破産債権の届出期間　平成22年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
和歌山県海南市日方1070番地
債務者　橋本　貴史
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　志保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後２時25分
５　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３号
長野県東筑摩郡筑北村坂北5827番地32
債務者　赤羽　克己
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮坂　　希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第３８号
山形県鶴岡市覚岸寺字水上155番地52
債務者　有限会社笑福
代表者取締役　渡部　　勉
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３１号
函館市東川町３番16号
債務者　小林　英二
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
函館市田家町20番２号
債務者　宮松　泰一
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２７５号
函館市亀田本町17番10号
債務者　澤田　智恵
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６号
函館市鍛治２丁目４番６―202号
債務者　本間　榮子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８６号
函館市海岸町12番13―201号
債務者　小原　壮太
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８７号
函館市海岸町12番13―201号
債務者　小原　裕佳
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
群馬県太田市宝町899番地４
債務者　田村　侑子（旧姓髙柳）
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８０号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地58―302
債務者　森木　隆也
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
奈良県香芝市瓦口10番地の１　シャトレー真美501号、前住所奈良県大和高田市大字大谷593番地14
債務者　三葛　佳奈
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
奈良県北葛城郡王寺町久度２丁目14番３―302号
債務者　繁冨　真範
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
奈良県香芝市磯壁２丁目1108番地の１　シャトー吉村502号、前住所奈良県香芝市磯壁３丁目86番地の１　コーポラス三和102号
債務者　中　　里美（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係